

新(改正後) 旧(現行) 対照表 (改正部分のみ抜粋)

○津久見市議会基本条例

令和5年3月

新(改正後)	旧(現行)
<p style="text-align: center;">第2条 条文の改正なし</p> <p>【解説の改正】</p> <p>1 議会は、選挙により選ばれた複数の議員からなる機関ですので。その特性を十分生かすことを基本理念としています。<u>議会は色々な意見を話し合い、最終的には一つの意見にまとめる合議制で行われていますが、社会情勢が多様化しているなか、少数の意見も大切に、適切に市政へ反映させるように努めます。</u></p> <p style="text-align: center;">第3条 条文の改正なし</p> <p>【解説の改正】</p> <p>この条例中における「市民」と「市長等」という言葉について定義づけをしています。<u>最近では津久見にゆかりのある方々を「関係人口」と呼んでいますが、この条例においては「市民」の定義を明確にしています。</u></p>	<p>(基本理念)</p> <p>第2条 議会は、合議制の特性を生かし、市民の多様な意見を集約し、市政に適切に反映させるものとする。</p> <p>2 議員は、公益的な見地から、市民の意見を市政に適切に反映させるとともに、議会の構成員であることを認識し、自己研さんと資質の向上に努めるものとする。</p> <p>【解説】</p> <p>前条の市民福祉の向上及び市政発展に寄与するに当たり、議会及び議員の基本理念を定めています。</p> <p>1 議会は、選挙により選ばれた複数の議員からなる機関ですので、その特性を十分生かすことを基本理念としています。</p> <p>2 議員は、常に全市民の代表であることを忘れず、議会の構成員であることを十分認識し、自己研さんと資質の向上に努めることを基本理念としています。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において市民とは、市内に居住している者及び市内に通勤又は通学している者並びに市内で活動する法人その他の団体をいう。</p> <p>2 この条例において市長等とは、市長及び津久見市の行政事務を執行する機関をいう。</p> <p>【解説】</p> <p>この条例中における「市民」と「市長等」という言葉について定義づけをしています。</p>

第4条 条文の改正なし

【解説の改正】

- (3) 市長等が執行する事務が適正に行われているか点検します。
- (4) 市民に議会への関心を高めてもらうための環境づくりに取り組みます。
- (5) 多様な広報手段を活用して、市民に議会活動を分かりやすく説明します。

(議会の活動原則)

第4条 議会は、第2条第1項の基本理念の下、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公平性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、議員相互の自由な討議を尊重し、市政に関する政策立案、政策提言等に積極的に取り組むこと。
- (3) 市長等が執行する事務について監視及び評価すること。
- (4) 市民の議会に対する関心を高めるため、不断の議会改革に取り組むこと。
- (5) 議会活動について、市民に対する説明責任を果たすこと。

【解説】

第2条第1項の基本理念の下での、議会としての活動原則を定めています。

- (1) 公平性、透明性、信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指します。
- (2) 市民の意見を聞き、議会での議論を経て、政策立案等を行うことに積極的に取り組みます。
- (3) 市長等が執行する事務について監視及び評価をします。
- (4) 市民にこれまで以上に関心を持ってもらえるよう、今後も継続して議会改革に取り組みます。
- (5) 様々な手段を用い、市民への説明責任を最大限果たしていきます。

(市民との関係)

- 第7条** 議会は、その透明性を高めるとともに、市民に対する説明責任を果たすため、~~市民へ~~議会の活動に関する情報を市民に積極的に公開するものとする。
- 2 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を原則として公開するものとする。
 - 3 議会は、請願及び陳情を市民による政策提言と位置づけ、その審議においては、これらの提案者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。
 - 4 議会は、重要な議案に対する各議員の表決の結果について、議会広報等により公表するものとする。
 - 5 議会は、~~市民との意見交換の場を多様に設け、~~議会及び議員の政策立案能力を強化するとともに、市民の意見を反映させた政策提案等の拡大を図るため、市民との意見交換の場を多様に設けるものとする。
 - 6 議会は、より多くの市民が議会を傍聴できる機会を設けるよう努めるものとするため、必要に応じて日曜日及び夜間等に議会を開会することができる。

【解説】

- 1 市民に対し、議会の透明性を高め、説明責任を果たすため、議会の活動に関する情報の公開に積極的に取り組みます。
- 2 本会議、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会については、傍聴及び会議録の開示等に努めます。現在、本会議の会議録は、市議会ホームページでご覧いただけるほか、津久見市民図書館等でも閲覧できます。今後は、委員会等の記録の開示や会議の開催予定の公表などに取り組む必要があります。

(市民との関係)

- 第7条** 議会は、その透明性を高めるとともに市民に対する説明責任を果たすため、市民へ議会の活動に関する情報を積極的に公開するものとする。
- 2 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を原則として公開するものとする。
 - 3 議会は、請願及び陳情を市民による政策提言と位置づけ、その審議においては、これらの提案者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。
 - 4 議会は、重要な議案に対する各議員の表決の結果について、議会広報等により公表するものとする。
 - 5 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、議会及び議員の政策立案能力を強化するとともに、市民の意見を反映させた政策提案等の拡大を図るものとする。
 - 6 議会は、より多くの市民が議会を傍聴できる機会を設けるため、必要に応じて日曜日及び夜間等に議会を開会することができる。

【解説】

市民に開かれた議会の実現のため、市民と議会の関係について定めています。

- 1 市民に対し議会の透明性を高め説明責任を果たすため、情報公開に積極的に取り組みます。
- 2 本会議、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会については、傍聴及び会議録の開示等に努めます。

- 3 請願者・陳情者の意見を直接聴く機会を設けるよう努めます。平成 28 年から、請願について、請願書を審査する委員会において、請願者の意見を直接聴く機会を設け、その趣旨をより理解し、審査に反映できるようにすることを目的に、請願者のご希望により、意見陳述をすることができるようにしています。
- 4 重要な議案に対する議員の賛否について、議会広報等により公表します。現在は、市議会だよりにおいて、議案の賛否表を掲載し、公表しています。
- 5 これまで行ってきた、議会報告会等の充実に努めます。平成 23 年 2 月から開催している議会報告会のほか、意見交換会の開催など、各地域や市内各種団体等、市民のみなさんとの意見交換の場を設けるように努めていきます。
- 6 市民に傍聴の機会を拡大できるよう、日曜日や夜間等に議会を開会することを検討します様々な取り組みを検討します。
本条例制定時に記載していた、「日曜日及び夜間等の議会の開会」については、条例制定後、様々な角度から検討してきましたが、傍聴できる機会を確保するという点において、他の手段を活用したほうが、より効果があるとの結論に至りました。
平成 30 年 6 月定例会から、市議会ホームページで、本会議の録画中継をご覧いただけるようにしています。今後は、会議の開催予定の公表などの取り組みを検討します。

(市長等との関係の基本原則)

第 8 条 議会は、二元代表制の下、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、常に緊張ある関係を構築し、事務の執行における監視及び評価を行うとともに、政策立案、政策提言等を通じて市民福祉の向上及び市政の発展に取り組みなければならない。

- 3 請願者・陳情者の意見を直接聴く機会を設けるよう努めます。
- 4 重要な議案に対する議員の賛否について、議会広報等により公表します。
- 5 これまで行ってきた、議会報告会等の充実に努めます。
- 6 市民に傍聴の機会を拡大できるよう、日曜日や夜間等に議会を開会することを検討します。

(市長等との関係の基本原則)

第 8 条 議会は、二元代表制の下、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、常に緊張ある関係を構築し、事務の執行における監視及び評価を行うとともに、政策立案、政策提言等を通じて市民福祉の向上及び市政の発展に取り組みなければならない。

【解説】

立場及び権能の違いとは、市長と議会の立場は、住民により直接選挙で選ばれ対等です。権能の違いについて、議会は法令等により定められた事件に対し、議決権及び執行機関の事務事業の監視権限を有します。また、副市長等の人事案件に対する同意権を有します。一方、市長は、市を統括代表し、事務事業の管理執行権を有します。議会に対し、予算案、条例案、財産管理に関する議案を提出します。また、議員にも予算案以外の一部の議案に対し提出権が認められています。

第9条 条文の改正なし

【解説の改正】

- 1 本市議会では、一般質問における質問方式については、一括質問一括答弁方式又は一問一答方式の選択制となっています。また、本会議における議案質疑では、一括方式（3回まで）により行っています。今後も質問、質疑の方式については調査研究を行います。
- 2 市長等及び補助職員は、議員の質問の聞き取りづらい点や、質問の内容が分かりづらい点について、議長又は委員長の許可を得て、聞き返す（反問する）ことができます。~~質問の根拠や趣旨、又は考え方について問う（反論する）ことは、現状では認めていません。~~
ここでいう「反問権」とは、市長等が、議員の質問に答えるだけでな

【解説】

二元代表制の下では、市長も議員も市民の代表として選ばれ、市の施策等についてそれぞれの立場で、常に緊張関係を保ちつつ、市民福祉の向上と市政の発展に努めなければなりません。

（一問一答による質疑応答等）

- 第9条** 議会の会議における質疑応答は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。
- 2 議会の会議及び委員会において、市長等及び補助職員は、議員の質問等に関し、論点及び争点を明確にするために、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

【解説】

一般質問等における質問形式を定めています。

- 1 本市議会では、一括方式又は一問一答方式により質問を行うことができます。現在は、一般質問では1回目を一括方式、2回目以降を一問一答方式で行い、また、議案質疑では一括方式（3回まで）により行っています。この点について、今後も調査研究します。
- 2 市長等及び補助職員は、議員の質問の聞き取りづらい点や、質問の内容が分かりづらい点について、議長又は委員長の許可を得て、聞き返す（反問する）ことができます。質問の根拠や趣旨、又は考え方について問う（反論する）ことは、現状では認めていません。

く、逆に聞き返すことができる権利です。

聞き返す内容としては、

- ①質問の趣旨、内容確認
- ②質問の背景、根拠
- ③質問者への代替案の提示要求
- ④質問に対する逆質問
- ⑤質問者への反論

以上のような内容が考えられます。現在、津久見市議会の基本条例では、①のみを認めているとのことから、解説文2のような記述となっています。

第10条 改正なし

【解説】の「1」「2」の番号を削除。

- ✚ 市長等から予算等の重要な政策等を含む議案が提出されたときは、必要に応じ政策形成過程の説明を求め、審議します。
- ✚ 執行後も断続的に中間報告を求める等、効果や成果についての監視および評価を行います。

(政策等の監視及び評価)

- 第10条** 議会は、市長等から重要な政策等を含む議案が提出されたときは、論点を明確にするため、必要に応じてその政策形成過程の説明を求めるものとする。
- 2 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。
 - 3 議会は、市長等の事務の執行の効果及び成果について評価し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

【解説】

議会は、議案を議決し、その内容について監視し評価する役割があります。

- 1 市長等から予算等の重要な政策等を含む議案が提出されたときは、必要に応じ政策形成過程の説明を求め、審議します。
- 2 執行後も断続的に中間報告を求める等、効果や成果についての監視および評価を行います。

第 11 条 条文の改正なし

【解説の改正】

【解説に 2 を追加】

2 前項の事項以外の市長等の執行機関の行う様々な政策、事業等について、説明資料の作成を求めることができることを定めています。また、その資料の内容や範囲について執行部と協議を行っていきます。

第 13 条 条文の改正なし

(予算案又は決算案における政策説明資料の作成)

第 11 条 議会は、市長が予算案又は決算案を議会に提出し、議会の審議に付するに当たっては、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料の作成を求めるものとする。

【解説】

議会は、市長から提出された予算案や決算案の審議に当たっては、審議をより深めやすいよう、分かりやすい説明資料の作成を求めることを定めています。その内容や範囲については、執行部との協議を踏まえ、今後も調査研究します。

(自由討議による合意形成)

第 13 条 議会は、合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由な討議を通じて合意形成を図るよう努めるものとする。

2 議長及び委員長は、議員相互の自由な討議が積極的に行われるよう、議会の会議及び委員会を運営しなければならない。

【解説】

議会や会議等を運営する議長等の会議の主宰者に対して、議員相互の自由な討議による合意形成に努めることについて定めています。

これまでの議会の会議では、特に、執行機関から提出される議案について、執行機関に対する一方的な質問の場になっていることが多くありました。しかし、市民を代表する議員同士が自由な討議を行うことによって、

【解説の改正】

- 2 議長及び委員長（会議の主宰者）は、議員相互の自由な討議が行われるように、会議を運営することを定めています。

（※令和4年度時点で津久見市議会における自由討議に関する規則等は、まだ定められていないので、今後は自由討議に関する議会内での協議が必要。）

第16条 条文の改正なし

【解説の改正】

政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に役立てるため必要な経費の一部として、会派又は議員に対し交付できることが地方自治法第100条第14項に定められています。

本市議会では、これまで政務調査費、政務活動費の制度はありませんが、今後の議会活動、議員活動をふまえて、政務活動費の必要性について、慎重に検討します。

議案等の論点や争点を明らかにし、議会としての共通認識を形成し、議会として合意形成を図るように努め、議会の機関として、市長と競い合い、協力し合うことが必要です。

一方、議会側が議案や政策等を立案する場合には、議員相互の自由な討議を通じて、一つの案に向けて合意形成を図っていくこととなります。

また、個々の議員は、議員相互の自由な討議を尊重し、他の議員の意見を尊重しながら、合意形成に向けた努力をしていかなければなりません。

- 1 議会は、討議の場であることを踏まえ、議員相互の自由な討議により、議論を尽くして合意形成をしていくことを定めています。
- 2 議長及び委員長（会議の主宰者）は、議員相互の自由な討議が行われるように、会議を運営することを定めています。

（政務活動費）

第16条 会派及び議員は、積極的に市政に関する調査研究、政策提言その他の活動を行うため、政務活動費を活用することができる。

- 2 政務活動費に関しては、別に条例で定める。

【解説】

政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に役立てるため必要な経費の一部として、会派又は議員に対し交付できることが地方自治法に定められています。

本市議会では、これまで政務調査費、政務活動費の制度はありませんが、今後の議会活動、議員活動をふまえて、政務活動費の必要性について、慎重に検討します。

- 1 政務活動費の制度を導入した場合、政務活動費を有効に活用し、調査研究、政策提言等を行うことができます。
- 2 政務活動費については、交付の対象、額、交付の方法、政務活動費を充てることができる経費の範囲などを条例で定めなければならないことが、地方自治法第100条第14項に定められています。又、条例には、使途の透明性の確保のため、市民に対しての説明責任があることも規定します。

第17条 条文の改正なし

【解説の改正】

- 2 定数~~を~~の改正に当たっては、公聴会制度や参考人制度の活用により市民の意見を聴くことに努めます。なお、公聴会制度や参考人制度というのは例示であり、意見を聴く方法が、これらに限定されるものではありません。

- 1 政務活動費の制度を導入した場合、政務活動費を有効に活用し、調査研究、政策提言等を行うことができます。
- 2 政務活動費については、交付の対象、額、交付の方法、政務活動費を充てることができる経費の範囲などを条例で定めなければならないことが、地方自治法に定められています。又、条例には、使途の透明性の確保のため、市民に対しての説明責任があることも規定します。

(議員定数)

- 第17条** 議員の定数は、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市民の代表である議会が、市民の意思を市政へ十分に反映させることが可能となるよう、定めなければならない。
- 2 議会は、定数の改正に当たっては、公聴会制度や参考人制度の活用等により、市民からの意見の聴取及び反映に努めなければならない。
 - 3 議員の定数は、別に条例で定める。

【解説】

議員定数について定めています。

- 1 議員定数の改正に当たっては、行革や他市との比較だけでなく円滑な議会運営、市政の現状や将来展望等を踏まえ総合的に検討した上で定めなければなりません。
- 2 定数を改正に当たっては、公聴会制度や参考人制度の活用により市民の意見を聴くことに努めます。なお、公聴会制度や参考人制度というのは例示であり、意見を聴く方法が、これらに限定されるものではありません。
- 3 議員定数は、「津久見市議会議員定数条例(平成11年条例第33号)」に定めています。

第 19 条 条文の改正なし

【解説の改正】

第 4 条第 1 項第 2 号に定める議会の活動を効率的に行うために、議会政策研究会を設置~~します~~することができます。

- 1 地方議会にこれからさらに求められる政策提案能力の向上を図るために、議会政策研究会を設置~~します~~することができます。議会政策研究会の設置に関しては、津久見市議会政策研究会設置要綱に基づいて設置しますが、議会政策研究会で研究する政策テーマなどに関しては、議会協議会で協議して決めます。

第 22 条 条文の改正なし

【解説の改正】

議会広報及び広聴の充実について定めています。

(議会政策研究会)

第 19 条 議会は、議会の政策形成機能を充実させるため、議会に議会政策研究会を置く。

- 2 議会は、議会政策研究会の充実強化を図るものとする。

【解説】

第 4 条第 1 項第 2 号に定める議会の活動を効率的に行うために、議会政策研究会を設置します。

- 1 地方議会にこれからさらに求められる政策提案能力の向上を図るために、議会政策研究会を設置します。
- 2 本研究会で政策に関し、意見集約を図り、その後、議会での合意形成を図り、政策形成に努めていきます。

(議会広報の充実)

第 22 条 議会は、市政に関する重要な情報を議会の視点から市民に対して提供するとともに、市民の意見、要望等を取り上げ、その内容及び対応について定期的に公表するよう努めるものとする。

- 2 議会は、多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。
- 3 議会は、議会広報の充実を図るため、議会広報委員会を置く。

【解説】

議会広報の充実について定めています。

- 1 本会議及び委員会等の議会の活動について市民に対して情報提供するとともに、市民からの意見については、その内容及び対応を定期的に公表するよう努めます。

- 2 本議会において継続して発行されている「議会だより」の内容について、もっと市民にわかりやすいものへと工夫をし、より多くの市民に読んでもらえる広報誌となるよう努めていきます。
また、議会の活動内容について、市議会ホームページなど、多様な手段を活用し、市民への広報に努めていくようにします。
映像発信については、今後、検討していきます。
- 3 1項及び2項の内容については、議会広報委員会を設置し、取り組んでいきます。
また、市民の幅広い意見を伺うための広聴活動についても、検討していきます。

第23条 条文の改正なし

【解説の改正】

本条例の議会、議員の活動を行うためには、これを補助する機関である議会事務局が重要であると認識し、この機関の強化に努めていくことを定めています。
また、デジタル技術などを活用し、議会事務局業務の効率化を検討していきます。

- 2 本議会において継続して発行されている「議会だより」の内容について、もっと市民にわかりやすいものへと工夫をし、より多くの市民に読んでもらえる広報誌となるよう努めていきます。
また、議会の活動内容について、市議会ホームページを活用し、市民への広報に努めていくようにします。
映像発信については、今後、検討していきます。
- 3 1項及び2項の内容については、議会広報委員会を設置し、取り組んでいきます。

(議会事務局の体制整備)

第23条 議会は、議会の政策立案機能を充実させるとともに、円滑かつ効率的な議会運営を行うため、議会事務局の体制整備に努めるものとする。

【解説】

本条例の議会、議員の活動を行うためには、これを補助する機関である議会事務局が重要であると認識し、この機関の強化に努めていくことを定めています。

第 26 条 条文の改正なし

【解説の改正】

【解説に(13)～(15)を追加】

(13) 津久見市議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例

(14) 津久見市議会の個人情報の保護に関する条例

(15) 津久見市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程

(最高規範性)

第 26 条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図らなければならない。

【解説】

本条例において定められた内容は、議会及び議員の活動規範となるもので、その趣旨を最大限尊重することを定めたものです。

本市において定める議会に関する諸規定においては、本条例の趣旨をふまえたものを定めなければなりません。

以上のことから、本条例は議会に関する諸規定の最高規範と位置付けるものです。

《議会に係る諸規定》

- (1) 津久見市議会議員定数条例
- (2) 津久見市議会定例会に関する条例
- (3) 津久見市議会会議規則
- (4) 津久見市議会委員会条例
- (5) 津久見市議会傍聴規則
- (6) 津久見市議会事務局設置条例
- (7) 津久見市議会事務局規程
- (8) 津久見市議会議員政治倫理条例
- (9) 津久見市議会議員政治倫理条例施行規則
- (10) 津久見市議会の議決すべき事件に関する条例
- (11) 津久見市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
- (12) 津久見市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

第 27 条 条文改正はなし

【解説の改正】

- 1 議会及び議員は、本条例に定める事項を遵守することによって、市民の負託に~~こたえ~~応えなければなりません。
- 2 本市議会の議員は、本条例の理念を共有するために、一般選挙を経た任期開始後、速やか（概ね 1 ヶ月以内）に全議員による研修を~~を~~行い~~ます~~。議長招集の上、実施します。

（議会及び議員の責務）

- 第 27 条 議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則その他の法規を遵守して議会を運営し、市民の負託に応えなければならない。
- 2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後、速やかに全議員による研修を行わなければならない。

【解説】

議会及び議員の責務について定めています。

- 1 議会及び議員は、本条例に定める事項を遵守することによって、市民の負託にこたえなければなりません。
- 2 本市議会の議員は、本条例の理念を共有するために、一般選挙を経た任期開始後、速やか（概ね 1 ヶ月以内）に全議員による研修を行います。